

宮城県震災遺構有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 東日本大震災における震災遺構のあり方について、広く有識者から意見聴取を行うため、宮城県震災遺構有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議は次の事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) 震災遺構の保存に関すること
- (2) その他震災遺構に関すること

(構成)

第3条 会議は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長等)

第4条 会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認められるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、宮城県震災復興・企画部地域復興支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。